「新型インフルエンザ対策行動計画」再改定について

平成 19 年 3 月 2 日

フェーズ3A及び3Bにおける計画に以下の内容を追加する。

フェーズ3A

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

・ 検疫所は、検疫法第2条第4号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、入国者の体温を計測することにより、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、同法第13条の規定に基づく診察及び検査、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

抗インフルエンザウイルス薬

・ 予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を開始する。(厚生労働省)

ワクチン

「開発・生産体制」

- プレパンデミックワクチン原液の製造・備蓄を行う。(厚生労働省)
 - <u>全国の医療従事者及び国における社会機能維持に必要な者等を対象とした緊急的なワクチン接種が可能となるよう、プレパンデミックワク</u>チンを製造し、原液として備蓄する。
 - ▶ ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手 状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果 に即して製造を行う。
 - <u>また、ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、ワクチンの製造に係る準備作業を時宜を失することなく的確に行う。</u>

フェーズ3B

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

・ 検疫所は、検疫法第2条第4号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、入国者の体温を計測することにより、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、同法第13条の規定に基づく診察及び検査、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

抗インフルエンザウイルス薬

・ 予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を開始する。(厚生労働省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- プレパンデミックワクチン原液の製造・備蓄を行う。(厚生労働省)
 - <u>全国の医療従事者及び国における社会機能維持に必要な者等を対象とした緊急的なワクチン接種が可能となるよう、プレパンデミックワク</u>チンを製造し、原液として備蓄する。
 - ▶ ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手 状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果 に即して製造を行う。
 - ▶ <u>また、ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、ワクチンの製造に係</u> る準備作業を時宜を失することなく的確に行う。

フェーズ4日における計画に以下の内容を追加

フェーズ4B

予防と封じ込め

[発生事例への対応]

・ 発生のあった都道府県に対し、感染拡大防止のために行う特定集団に対する 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を支援すると共に、高感染リ スクにさらされる医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予 防投与を実施する。(厚生労働省)

その他所要の改訂を行う。